

農地中間管理事業による農地集積・集約化の促進に関する連携協定書

公益社団法人千葉県園芸協会（千葉県農地中間管理機構。以下「甲」という。）と千葉県指導農業士会（以下「乙」という。）とは、農地中間管理事業（以下「本事業」という。）を活用した農地集積・集約化を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が本事業に係る連携のもと、担い手への優良農地の集積・集約化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を実践する農業経営体の生産性向上と地域農業の発展に寄与することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲は、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 乙に対し、本事業に関する情報交換や事業説明、意見交換等を行う。
- (2) 乙と連携し、地域の農業者に対して、本事業の理解促進と啓発に努める。

2 乙は、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 甲と連携し、乙の会員に対して、本事業の周知を図るとともに活用を働きかける。
- (2) 甲と連携し、地域の農業者に対して、本事業の理解促進を図るとともに活用を働きかける。
- (3) 乙の会員が現在利用している農地について、その利活用にかかる手続きをできる限り本事業に移行するよう働きかける。

（公表及び周知）

第3条 甲及び乙は、本協定の内容を公表し、本協定の趣旨を広く周知するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙のいずれかが期間満了の3か月前までに協定の更新をしない旨の意思表示を行わない場合は、さらに1年間を延長し、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定の履行にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙は誠意をもって、協議、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年5月22日

甲

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 間渉 誠一


乙

千葉県指導農業士会

会長 高品 亮
